

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大垣市	綾里地区 （綾野町、綾野1～6丁目、 野口町、野口1～3丁目）	平成31年3月28日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	185.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	154.4 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	67.9 ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	17.6 ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.0 ha
（備考） 生産調整の対象水田を基にアンケート調査を実施した。	

2 対象地区の課題

綾里地区の農業の現状は、主食用水稻を中心とした作付けが行われている。一方で農業従事者の高齢化、農家数の減少、担い手不足などの問題を抱えている。地域の農業としては、ブロックローテーションにて水稻・飼料用米など各種農産物を栽培している。みつ源れんげの国からの補助金が打ち切られたことによって、今後どのようにして農地を活かしていくかという問題に直面している。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

既存の法人を中心経営体に位置づけ、地域の農地集積・集約化を進める。 農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を行っていき、経営の安定化を目指す。
--

中心経営体

属性	農業者 （氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻	71.9 ha	水稻	91.9 ha	綾野町、 綾野1～6丁目、 野口1～3丁目
計	1人		72 ha		92 ha	

「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、62筆、58,017㎡となっている。
売却予定の意向が確認された農地は、45筆、27,348㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進める。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

○災害対策への取組方針

風水害、異常気象等の被害対策として、収入保険への加入を勧める。

○水や畦畔の草の管理方針

水や畦畔の草管理については、担い手と地域が話し合い、適正管理に努めていく。